

第 91 号

育成会 会報

平成26年度版

発行所
一般社団法人

広島県手をつなぐ育成会

広島市西区打越町17-27

育成会総合福祉センター内

TEL (082)537-1773

FAX (082)537-1778

編集責任 副 島 宏 克

大会実行委員長 近藤 三 鈴 (尾三圏域大会・因島会場)

第40回広島県知的障害者福祉大会

第40回広島県知的障害者福祉大会(尾三圏域大会)並びに第13回本人大会(はつらつ大会)を尾道市因島会場で開催するにあたり、広島県尾三圏域(尾道市・三原市)の各行政や福祉団体の方々にご理解とご協力をいただき開催する運びとなり、さらには各種団体の皆様にもご理解をいただき心より感謝お礼申し上げます。

障害のある人達の環境は、ここ数年の間に尊厳と権利と擁護のための「障害者虐待防止法」、社会参加と地域社会における共生が出来るように「障害者総合支援法」が施行され、さらに、障害を理由とする差別においては、配慮不足や無理解がまだあり、それは教育、医療、職場、公共機関、役所の窓口などにおいて嫌な思いをされた経験があるのではないで

大会主題

★一般大会
「助けあう、支えあう地域をつくろう」

★はつらつ大会
「小さな輪から、大きな輪へ」

しょうか。その実情を解消する法律「障害者差別解消法」が成立、法の施行は平成28年4月です。この法律の施行により社会面や心の障壁を取り除く事ができるように、障害の有無に関係なく地域の皆様方とともに真剣に向いあい考えていく必要があるのではないのでしょうか。

この大会では、誰もが望む「助けあい、支えあう地域をつくろう」を主題としました。具体的には、因島地域手をつなぐ育成会が取り組んでいる「安心して暮らせる地域づくり」と「家族を支える支

援の必要性」この2つを社会福祉法人「若葉」が引き継いで、実践する事業を次から次へと考え展開していきました。しかし、差別と偏見が無くなる事はありませんでした。そこで社会福祉法人若葉と連携しながら地域への情報提供や相談と支援また障害のある幼児期や学齢期の療育と子育て支援等をさらに進めていきました。

た。大会には、一般の地域の方々にもたくさん参加していただき、これから先の取り組みの参考としてもらいたいので「どなたでも参加できます」を



「はつらつ大会」にむけて

現地実行委員長 寒林 倫由

今年、「はつらつ大会」の現地実行委員長を受けた寒林倫由です。僕は、実行委員長は初めてなので一生懸命につとめたいと思います。

11月の「はつらつ大会」は、10年前とちがって、観光コースがあり、水軍城やみかん狩りなどあり、楽しい観光になっています。

話し合いコースは、発表者による体験の話や、行政の方が来て、

提示しました。

大会の午前中は「オール1の落ちこぼれ、教師になる」の著者の宮本延春(みやもとまさはる)先生に講演を依頼いたしました。

午後からのシンポジウムは、主題「助けあう、支えあう地域づくり」をテーマに検討していきます。シンポジストには地域でテーマにそった何らかの取り組みをされている一般の方から(学校関係、保育所関係、障害のある本人、地域の人)選出し、それぞれの取り組みの実践発表をしていただきます。そしてシンポジウムを参考に各地域に持ち帰られ実践していただきたいと思えます。県内各地域から、たくさんの方々が来られることを期待いたします。

県会報の作成に当たっては、社会福祉法人 広島県共同募金会より助成をいただきました。

障害者差別解消法の施行に向けて

尾道市福祉事務所

1 障害者差別解消法とは

(1)障害者差別解消法の成立までの経過及び目的などについて

本法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、国連の「障害者差別解消法」は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月26日に公布されたものであり、施行は平成28年4月1日となっております。

また本法は、障害者基本法第4条に規定された「差別的禁止」の基本原則を具体化し、本法に規定する施策の分野も含む広範な分野を対象として、差別的禁止に関するより具体的な規定を示したものであります。

2 本法施行までの行政の取り組みについて

本法の施行に向け、行政としては次の取り組みを行い、本法の周知徹底を図るとともに実施に向けた体制の整備など目指してまいります。

(1)本法の広報、啓発活動の取り組み

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進していくためには、幅広く市民各層の関心を高め、その理解を協力の下に推進することが重要であることから、ポスター・チラシの作製配布、また講演会などを開催し、本法の広報、啓発活動に努め、本法の周知徹底を図ります。

(2)本法に規定する障害を理由とする差別とは、本法では、次の2種類の差別を禁止しています。

①障害者への合理的配慮の不提供

②不当な差別的取り扱い

(2)障害者差別解消支援地域協議会の組織化への取り組み

本法では、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から各地方公共団体ごとに障害者差別解消支援地域協議会を組

織できることとなっております。

(3)相談及び紛争の防止等のための体制の整備への取り組み

相談や紛争解決に対応する職員の確保や、対応窓口等の設置を含めた体制の見直しなどの体制の整備に努めます。

講演

11月23日(日)10:40~12:10
(因島市民会館大ホール)

<講師> **みやもと まさはる 氏**

<演題> 「オール1の落ちこぼれ、
教師になる」

<プロフィール>

1969年、愛知県に生まれ、小学校時代にいじめを受け勉強も学校もすべてがいやになり、九九もいえない「オール1」の落ちこぼれになる。中卒で見習い大工として就職。

16歳で母親を亡くし、18歳で父を亡くし兄弟も親戚もなく天涯孤独の身となる。23歳のとき、偶然アインシュタインのテレビ番組を見て、物理学に興味を持ったことから勉強を始める。24歳で定時制高校に入学(私立豊川高校)。27歳で名古屋大学に合格し、大学院まで9年間物理の研究に没頭する。現在は母校の数学教諭として、生徒たちと正面から向かう毎日を送る。2007年7月、内閣教育再生会議有識者メンバーに選抜される。著書に「オール1の落ちこぼれ、教師になる」現在「コミックチャージ」で連載中「キミのためにできること」産経児童出版文化賞フジテレビ賞を受賞した「未来のきみが待つ場所へ」がある。



育成会・親の会活動

因島地域手をつなぐ育成会

「因島地域手をつなぐ育成会」は、社会福祉法人「若葉」と連携して、因島・瀬戸田地域で福祉サービスを利用したい方に情報を発信し相談を受けながら解決するお手伝いをしております。

因島・瀬戸田地域で進めてきたした障害のある方々の支援事業については、社会福祉法人「若葉」が「社会参加後の地域での生活を支える支援(日中活動・グループホーム)」として取り組んできました。しかし、障害のある幼児期・学齢期の子供の子育て支援、療育支援はまだ不足しております。そのことについては、社会福祉法人「若葉」の事業として平成25年4月1日から放課後等デイサービス事業「ハーモニー」、さらに平成25年10月1日から児童発達支援事業「ハーモニー」を開所しました。

「因島地域手をつなぐ育成会」では、地域への情報提供(冊子:手をつなぐ等の配布)、相談支援(「サポートセンターはなはな」との連携)、子供の療育・子育てを考えるための勉強会の開催等を行っております。

さらに、平成26年11月23日(日)には、広島県手をつなぐ育成会広島県大会を因島で行います。これらの取り組みは、障害のある人のことを一般市民の方に理解し

ていただくことにも繋がるものと思っております。

平成26年度事業計画

- 1) 啓発事業として、全国手をつなぐ育成会連合会発行の「手をつなぐ」を関係機関に配布する。
- 2) 全国手をつなぐ育成会連合会と連携・努力し、的確な情報把握に努める。
- 3) 「尾道市障害者支援センターはなはな」と連携し、発達障害に関する相談や支援を行う。
- 4) 第40回広島県知的障害者福祉大会(因島会場)を平成26年11月23日(日)開催する。
- 5) 第3回因島キッズフェスタの開催平成26年10月19日(日)を支援する。

尾道手をつなぐ育成会

昭和36年6月15日、市内の特殊学級(現特別支援学級)の保護者と先生方で「尾道市手をつなぐ親の会」として発足しました。平成14年から保護者を中心とした役員で活動をしていきます。



は、○会報の発行○研修(施設見学や各種大会への参加)○例会と勉強会○尾道福祉まつりや尾道障害者まつりへの参加○なかよしサークル支援(児童・生徒の長期休暇の支援)の実施○保護者懇親会と親子ふれあい行事などの会員相互の交流○特別支援学校や学校卒業生同窓会を毎年実施○教育や福祉充実のために市への諸要請○尾道市手をつなぐ連合育成会の活動などです。



今年、施設見学会は、「ハートコープおのみちエコセンター」(コープCSネットの特例子会社)に行きました。本人さんが、いきいきと働いている姿に会員さん達も刺激を受けたようです。

また、「計画相談支援について」「成年後見制度について」の勉強会を尾道障害者支援センターはなはなの相談員さんを講師に招いて計画しています。これからは会員さんの意見を聞き、その時々ニーズにあった勉強会を計画していきたいと思えます。それから親子バス旅行や懇親会のように会員同士の交流行事も大切にしていきたいです。

障害者を取り巻く環境の変化により、本人や保護者のニーズも

多様化しており、育成会活動への参加も低迷してきていますが、参加しやすい行事や勉強会などを計画して、まず身近な事から取り組んでいきたいと思っております。尾道手をつなぐ育成会の長年のテーマであります「このまちでふつうに生きたいな」という思いのもと、障害のある人もひとりの人間として、安心して暮らせる街づくりのため、手と手をとって「手をつないで」活動していけたらいいなと思っております。

向島地区手をつなぐ親の会

向島地区手をつなぐ親の会は、50家族に満たない会員数ですが、発足以来34年目に入っています。島内地域で年間さまざまな活動を積み重ねています。保幼小中高部会と社会部会の二部会となっています。もちろん全体での活動行事も多くあります。

活動は、向島地域で開催される行事で健康福祉まつりや公民館まつり、むかいしま作業所まつりなどへのバザー参加もすつかりおなじみとなっています。また、部会交流会では会員交流やお互いの悩みを話したり、施設見学、各種学習会への参加や年6回シリーズで親子料理教室もここ数年会員に好評です。

料理教室は、尾道市社会福祉協議会の障害者社会参加事業として地域の方に料理指導して頂きながら親子、地域の方の参加も

瀬戸田町内にあ
る小・中学
校の養護
学級（現
特別支援
学級）の担
任と保護
者で充足、
養護学校の
視察や
地域の会と
親の会と



どんな料理が出来るか楽しみ!

瀬戸田地区手をつなぐ親の会
会員数 17名
発足時期 1977年
(昭和52年)9月

瀬戸田地区手をつなぐ親の会



みんなで作ったカレーと
持ち寄ったみかんが
添えられました。



みんなで
「いただきます!」

あり楽しく料理をつくり、楽し
く食べてと身近に料理にかかわり、
障がいのある人たちが少しでも
調理することに慣れてもらえたと
らと継続しています。

生活介護
事業所「因
島であいの
家」この事
業所が19
91年に開
所し、若葉
の取り組み
が始まりま
した。生活
介護事業所
ではありません
が、地域の中
に働く場を持
ち作っていま
す。又、アール
ブリュット作
品にも力をい
れています。
もう一つの生
活介護事業所
「にじ」は、
身体的やその
他の理由で、
ご家庭で入浴
などの生活面
の支援が必要
な方が多く利
用され、高



社会福祉法人「若葉」の

本人さん達の日中活動の場

社会福祉法人 若葉

の交流をおこない会のあり方を
考えていきました。
現在の主な活動は次の通りです。
○月1度の定例会
○施設見学・勉強会・各種研修会
に参加
○町内文化祭のバザー参加(バザ
ー品を製作)
○年4回の料理教室・お楽しみ会
等

会の運営に趣きをおいていた活
動から、子供たちの成長とともに
将来性を見据えた(微々たるもの
ですが)活動をと考えるようにな
りました。
会員の減少や高齢化などによ
り活動は固定化、低迷化していま
す。しかし、今こそ原点に帰り、
私たち親が固く手をつなぎ合っ
て活動をしていきたいと思いま

就労継続支援B型事業所「ドリームズ」は、高齢者施設
の清掃や高齢者宅を訪問し
ての布団乾燥を作
業として
います。そ
して地
域で担い手の少なくなってきた柑
橘類の生産を請け負っていること
が特徴です。地域の産業を支え
る事業所です。
2012年10月に開所した就



年齢を迎えた方も含め、個人個人
のペースに合わせた取り組みを
行っています。

2014ボウリンピック in はつかいち

日時 平成26年12月6日(土)
午前9:00~15:00
午前の部・午後の部
場所 ミスズポウル
広島県佐伯区皆賀4-19-6
<問い合わせ>
広島県手をつなぐ育成会
TEL 082-537-1773

〈お見舞い〉
平成26年8月20日 未明
の豪雨による土砂災害が広
島市安佐南区と安佐北区に
発生いたしました。災害に
遭遇されました多くの皆様
方、施設の皆様方に心より
お見舞い申し上げます。

労継続支援B型事業所「すきっぷ」
は、飲食店営業を始めた一番新
しい事業所です。週末も地元の方
や観光客の皆様のために、ピザ、
スタ、ケーキでもてなしをして
います。
このように、生活介護事業所が
2つ、就労継続支援B型事業所が
2つ、そして紹介しきれません
でしたが、その他にも、夕方や休
日の活動を充実させるための日中
一時支援事業所が3つあり、それ
ぞれ役割分担しながら、利用者
の多様なニーズに応えられるよう
に支援体制を組み立てています。